

第1回 農業委員会総会議事録

平成26年7月28日開会

中標津町農業委員会

平成26年7月28日、第1回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

(農業委員会等に関する法律第21条の規定により町長が招集する)

本日出席した委員

(仮議席)

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 和泉光広 |
| 2番 | 後藤田宏幸 |
| 3番 | 高橋正一 |
| 4番 | 赤波江信二 |
| 5番 | 佐野弥奈美 |
| 6番 | 國光達男 |
| 7番 | 小林亨 |
| 8番 | 飯島浩 |
| 9番 | 中村正生 |
| 10番 | 笠原康博 |
| 11番 | 氏家康夫 |
| 12番 | 杉本公也 |
| 13番 | 本田信幸 |
| 14番 | 本田芳明 |
| 15番 | 纒坂尚久 |
| 17番 | 安田稔 |
| 18番 | 戸田重勝 |

本日欠席した委員

- | | |
|-----|-------|
| 16番 | 金刺健四郎 |
|-----|-------|

附議した案件

- 議案第1号 現況証明願いについて
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
議案第5号 河川法第34条第1項の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
議案第7号 中標津町農業委員会地区推進班規則の一部を改正する規則の制定について
議案第8号 農業改革と農業委員会組織、制度改革への中標津町農業委員会の意見について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
報告第3号 農地法第5条許可書の交付について
報告第4号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局 長	原 田 武 志
農地係 長	奥 山 正 行
庶務係 長	岩 田 宏
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

事務局長 ただ今より、中標津町農業委員会第1回総会を開催いたします。
改選後、最初の総会でありますので、町長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

町 長 みなさん、おはようございます。
農業委員改選後、第1回中標津町農業委員会の総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
選挙により当選されました委員の方、議会推薦及び農協推薦により選任された委員の方、それぞれ中標津町農業委員となられた事に対しまして心よりお祝い申し上げます。

皆様方には今後3年間、本町の農業振興にご尽力をいただく事になります。どうぞひとつよろしくお願いを申し上げます。

本町の農業を取り巻く環境、生産資材の高騰による経費の増加、担い手不足など厳しい状況が続いております。また、本年4月に大筋で合意した日豪EPA、現在も交渉を継続しておりますTPP交渉などは農家経済に留まらず、地域経済への影響が心配されるところであります。農地行政では、昨年12月に農業経営の規模拡大、農用地の集団化、農業への新規参入の促進等により農用地の利用の効率化、高度化を促進するための法律が制定され、本年4月から新たに農地中間管理機構による事業が始まっております。本町におきます農地中間管理事業実施にあたりましては、事務の

委任によりまして農業委員皆様のご協力をお願いをしているところでございます。また、6月24日に政府が農林水産業地域の活力創造プランの改訂を決定をし、農政改革の構想が決められたところでもあります。農政改革の中では農業委員会の改革も含まれておりまして、農地利用の適正化をより良く果たせるようにするため制度を見直すことと明記され、公選制の廃止等が盛り込まれているようではありますが、現場が混乱することのないよう、より良い制度となることを望んでいるところであります。本町の農家戸数は減少傾向にあります。1農家の経営規模は確実に大きくなってきておりまして、近年は法人化による大型化、TMRセンターでの飼料調製による農家の省力化も進みつつありますが、離農に対し新規就農が追いつかず一部の地域では農地が飽和状態となっているともお聞きをしております。本町は日本の食糧生産基地として重要な地域であります。優良農地の確保、認定農業者への農地集積による担い手の育成など、皆様に寄せられます期待は益々大きなものがあります。将来の地域農業の更なる発展に向けて、皆さんと共に努力を続けていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、各委員の益々のご健勝、ご活躍をご祈念を申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。
総会に入ります前に、自己紹介をお願いしたいと思います。
着席番号1番の和泉光広委員より席の番号順によりしくお願い致します。
(～ 自己紹介 ～)

事務局長 ありがとうございました。
これより総会の議事に入りますが、会長が選任されるまでの間、本日の総会の招集者であります町長に臨時議長をお勤めいただき、議事の進行をお願いしたいと思います。
町長よろしくお願ひ致します。

臨時議長 改選後に行われます最初の総会につきましては、町長が召集することになっておりますので、会長が選任されるまでの間、臨時の議長の職務を行いたいと思いますので、どうぞひとつよろしくお願ひ致します。
それでは議事に入ります。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1、「仮議席の決定について」を行います。
仮議席は、ただ今着席の議席を指定いたします。
日程2、「議事録署名委員の指定について」を議題に供します。
中標津町農業委員会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員は、のちほど決定されます議席番号の1番及び2番の委員を指定したいと思います、これにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。

日程3、選挙第1号「中標津町農業委員会会長の互選について」を議題に供します。
会長は農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員が互選した者をもって充てることになっております。

互選の方法としては選挙による方法、指名推薦による方法等がございますが、どのような方法で互選するか、おはかり致します。

発言を求めます。

(挙手あり) 戸田委員

戸田委員 指名推薦がよろしいかと思えます。

臨時議長 ただいま、戸田委員から指名推薦の方法で互選したらどうかのご発言がございました。他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

臨時議長 ないものと認めます。

おはかりをいたします。

指名推薦の方法で互選することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。

よって会長の互選は指名推薦の方法で行うこととなりました。

指名推薦について発言を求めます。

(挙手あり) 戸田委員

戸田委員 安田稔委員を推薦致したいと思えます。

臨時議長 ただいま戸田委員から安田委員を会長に指名推薦をしたいという推薦書を6名の連名を以て提出がございました。

ほかにごございませんか。

(全委員) 「ありません」の声

臨時議長 ないものと認めます。

おはかりいたします。

会長に安田委員を選任することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長　ご異議ないものと認めます。
よって会長には安田委員を選任することに決定致しました。
ここで、会長に選任されました安田委員よりご挨拶をお願いを致します。

安田会長　只今、会長という大役を選任を受けました安田でございます。大変農業委員活動が今、難しい時期でございます。委員の皆さんのご協力、また職員の方々の協力をいただきながら、会長という大役を無事務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

臨時議長　会長が選任されましたので、ここで臨時議長の職務を終わらせていただきます。
皆様のご協力をいただきまして、無事臨時議長の大任を果たさせていただきました。
大変ありがとうございました。
ここで暫時休憩と致します。

(～暫時休憩～)

事務局長　町長につきましては、この後の日程がございますので、ここで退席することとなります。
臨時議長大変ありがとうございました。

(～町長退席～)

事務局長　会長が決まりましたので会議規則第5条により、安田会長に議長をお願い致します。

議　長　それでは会議を再開致します。
日程4、選挙第2号「中標津町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題に供します。
農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けた時また、事故がある時は委員が互選した者が、その職務を代理することになっております。職務代理者の互選の方法について、選挙による方法、指名推薦による方法等ございますが、どのような方法で選出したらよろしいか、おはかり致します。
(挙手あり)　　戸田委員

戸田委員　指名推薦がよろしいと思います。

議　長　ただいま、戸田委員から指名推薦の方法で互選したらどうかのご発言がございましたが、他にございませんか。

(全委員)　「異議なし」の声

議　長　ないものと認めます。
おはかり致します。
指名推薦の方法で互選することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって会長職務代理者は指名推薦の方法で互選することとなりました。
指名推薦について発言を求めます。
(挙手あり) 戸田委員

戸田委員 本田信幸委員を推薦したいと思います。

議 長 ただいま戸田委員から本田信幸委員を会長職務代理者に推薦をしたいという推薦書を6名の連名を以て提出がございました。
ほかにございませんか。

(全委員) 「ありません」の声

議 長 ないものと認めます。
おはかりいたします。
会長職務代理者に本田信幸委員を選任することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって会長職務代理者には本田信幸委員を選任することに決定致しました。
ここで、会長職務代理者に選任された本田信幸委員よりご挨拶をお願いします。

本田(信)委員 只今、会長職務代理者に選任されました本田信幸です。先程から話のありますように、農業委員会活動、非常に大変な時期でございますけれども、それ以上に農業全般が大変な時代を迎えております。その中で会長そして職員の皆さんに色々助けをいただきながら、そして私が足を引っ張らないように努めていきたいと思っておりますので、皆さんのご協力よろしくお願い致します。

議 長 日程5、「議席の指定」を行います。
会議規則第8条の規定により、議長が定めることとなっておりますので、議席はただいま着席されております議席と致します。
日程6、「中標津町農業委員会専門委員会の構成について」を議題に供します。
中標津町農業委員会専門委員会規則第4条の規定により、専門委員会の構成につきましては、総会で委員の中から互選した者を充てることとなっております。
おはかり致します。
中標津町農業委員会専門委員会の構成につきましては、各委員から所属委員会選挙届を提出していただきまして、この票をもとに会長、会長代理で調整させていただき、委員会構成を決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって、中標津町農業委員会専門委員会の構成につきましては、各委員から所属委員会選択届を提出していただき、この票をもとに会長、会長代理で調整させていただき、委員会構成を決定することと致します。

なお、専門委員会規則第8条第2項の規定により、会長、会長代理は各委員会に出席しなければならないこととなっておりますので、専門委員会には所属致しませんのでご了承願います。

休憩中に専門委員会の選択届を配布しますので、記入のうえ事務局に提出していただきます。

ただちに休憩に入ります。

(～暫時休憩～)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

休憩中に提出された選択票をもとに、会長、会長代理で調整をさせていただき、委員会構成を決定しましたので、事務局長から報告致します。

事務局長 それでは、農政委員会から報告致します。

農政委員と致しまして、戸田委員、杉本委員、中村委員、氏家委員、小林委員、高橋委員、赤波江委員、そして本日欠席でございます金刺委員より農政委員という希望がございましたので、農政委員金刺委員という8名となっております。

続きまして農地委員会ですが、櫻坂委員、本田委員、飯島委員、笠原委員、國光委員、佐野委員、和泉委員、後藤田委員、以上となっております。

議 長 ただいま、報告のとおりでございます。

ここで暫時休憩と致します。

休憩中に各委員会の開催をお願いします。

専門委員会規則第5条の規定により、委員長、副委員長各1名を互選していただきまして、事務局まで報告をお願いします。

また、後ほど議題となります、広報特別委員会の委員であります、各専門委員会から2名を選出することとなっておりますので、合わせて選出していただき、報告をいただきたいと思っております。

よろしくお願い致します。

ただちに休憩に入ります。

(～暫時休憩～)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

休憩中に各委員長、副委員長が決定されましたので、事務局長から報告致します。

事務局長 農政委員会のほうから報告致します。

農政委員会委員長に金刺委員長、副委員長は杉本委員副委員長となっております。

農地委員会につきましては櫻坂委員長、笠原副委員長と決まっておりますので報告させていただきます。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。
ここで、農政、農地各委員長からご挨拶をいただきます。
農政委員長の金刺委員長ですが、本日怪我による入院中で欠席でございます。次回の時に就任のご挨拶をいただきたいと思います。それでは続きまして農地委員長よりしくをお願いします。

櫻坂委員 農地委員会の委員長の職務に就きました櫻坂尚久です。農地委員会は一度経験しておりますが、委員長という職務は初で全然わかりませんが、皆さんと一緒にこれから3年間、農政改革等いろいろありますけれど、また、難しい案件も多数最近出ております。どうか皆さんと一緒にしっかり農地を守るという基本を忘れず頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

議長 日程7、「広報特別委員会の構成について」を議題に供します。
広報特別委員会の委員構成につきましては、広報特別委員会設置要綱第2条の規定により、農政委員会から2名、農地委員会から2名と会長代理の5名で構成することとなっております。
すでに農政、農地各委員会から委員が選出されておりますので、事務局長から報告致します。

事務局長 報告いたします。
農政委員会からは、中村委員、赤波江委員。
農地委員会からは、国光委員、和泉委員となっております。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。
ここで暫時休憩と致します。
休憩中に広報特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。
ただちに休憩に入ります。
(～暫時休憩～)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開致します。
休憩中に休憩中に広報特別委員会委員長、副委員長が決定されましたので、事務局長から報告致します。

事務局長 報告いたします。
広報委員長に中村委員、副委員長に和泉委員と決定されました。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。
ここで、広報特別委員長からご挨拶をいただきます。

中村委員　今回、広報特別委員の委員長に就任致しました中村です。前3年間は副委員長として色々と教えていただきながらの務めでしたので、前回3年間の久保委員長から教わった事を活かしつつ、読み手に農業委員会の活動、また、その働きについてより良くより分かり易く知ってもらえるような広報作りに励んでいきたいと思っておりますので、皆さんよろしくお願い致します。

議　長　日程8、「中標津町農業委員会地区推進班の編成について」を議題に供します。
地区推進班は、中標津町農業委員会地区推進班規則第2条で、6地区と定めております。
地区推進班の班長、委員は規則第3条の規定により委員会が選任することとなっております。
おはかり致します。
地区推進班の班長、委員につきましては、お手元に配布のとおりと致したいが、ご異議ございませんか。

(全委員)　「異議なし」の声

議　長　ご異議ないものと認めます。
よって地区推進班の班長、委員はお手元に配布のとおりと致します。
日程9、「1号会議員の確認について」を議題に供します。
提案内容を事務局から説明致します。
(挙手あり)　庶務係長

庶務係長　1号会議員の確認について、事務局より説明いたします。
農業委員会等に関する法律第41条第1項と同条第2項によりまして、都道府県の農業会議は会議員をもって構成し、農業会議の区域内の市町村の農業委員会会長、もしくは当該会長が指名する委員1名を1号会議員とすると定められております。
中標津町農業委員会では、今まで会長職に就かれた方を1号会議員として報告しており、今回も先ほど互選された安田会長を1号会議員として北海道農業会議へ報告することを確認するものです。
以上です。

議　長　説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員)　「異議なし」の声

議　長　なければ質疑を打ち切ります。
以上で北海道農業会議1号会議員についてを終わります。
日程10、「会務報告」を事務局長から報告致します。
事務局長

事務局長　6月23日の総会以降につきまして会務報告を致します。
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。

7月11日帯広市のとからプラザを会場として農業委員会改革ブロック会議が開催され、今回閣議決定されました農業委員会改革について農林水産省経営局農地政策課長からの説明がありました。その後の質疑応答では、各農業委員会会長より、新に設置される仮称農地利用最適化推進委員についての疑問、今回の改革の必要性について多くの質問が出されました。

なお、今回の改革に関する中標津町農業委員会の意見は、本日の総会で審議をいただき決定する予定となっております。会長、局長が出席しております。

以上で会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程11、議案第1号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 9番中村です。

上程となりました議案第1号「現況証明願いについて」(1)について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番。公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外。利用状況原野。面積、11,232 m²。〇〇〇 〇〇〇〇番。公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外。利用状況原野。面積、14,941 m²。〇〇〇 〇〇〇〇番。公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外。利用状況原野。面積、27,494 m²。3、申請の理由。地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は都市計画区域内で〇〇線から〇〇線に向かって50メートルまでが準住居地域、そこから東側へ140メートルが第2種中高層住居専用地域、それ以降80メートルが用途地域の指定のない区域となっており、南側には宅地、周囲は林地で囲まれた1団地で地域一帯の地力が極めて悪く、住宅、工場等に隣接していることから耕作不適となり、十数年前から農耕地に利用出来ず、長年雑草や灌木が生えている状態となっております。平成25年12月11日、第6地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 12番杉本です。

議案第1号「現況証明願いについて」(2)について説明致します。4の1ページをお開きください。後で渡された案件でございます。

(2) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇。公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外。利用状況施設用地。面積、3,622 m²。3、申請の理由。地目変更登記のため。4、見取図は4の2ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業を利用するにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査するものであります。住宅周りの農地のうち公簿が牧場で農業用施設等農地以外に利用している部分を分筆し、地目変更するものです。第4地区推進班で土地評価時に現地を確認し、農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

議 長 日程12、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知」(1)から(7)について事務局よりご説明申し上げます。議案の88ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積60,408 m²の内47,000 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年11月29日から平成27年3月31日まで。5、合意解約成立の日、平成26年6月26日。6、解約の理由、合意解約。

なお(2)につきましても貸主が同一なことから、貸主の氏名等省略し一括して説明致します。

89ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇会社〇

〇〇〇 代表〇〇〇 〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 54,091 m²。ほか1筆、合計、畑 99,135 m²。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成 20 年 10 月 24 日から平成 30 年 10 月 23 日まで。5、合意解約成立の日、平成 26 年 6 月 26 日。6、解約の理由、合意解約。

この2件の案件につきましては、議案第2号(1)及び議案第3号(8)に関連するもので、現在賃貸借中の農地の一部を変更して賃貸することとなったため、当事者から合意解約の申し出があり、期間内解約するものです。

90ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 28,067 m²ほか3筆。合計、畑 75,801 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 18 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 26 年 6 月 26 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第2号(2)及び議案第3号(14)に関連するもので、現在賃貸借中の農地を売却することとなったため期間内解約するものです。

91ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。貸主、〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 39,669 m²ほか7筆、畑 148,757 m²、採草放牧地 119,340 m²。合計 268,097 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 23 年 12 月 22 日から平成 28 年 10 月 27 日まで。5、合意解約成立の日、平成 26 年 7 月 3 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第3号(16)に関連するもので、現在賃貸借中の農地の借主の変更に伴い一旦期間内解約するものです。

92ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 26,809 m²ほか6筆。畑 54,641 m²、採草放牧地 302 m²。合計、54,943 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 24 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 26 年 5 月 21 日。6、解約の理由、合意解約。

なお(6)につきましても貸主が同一なことから貸主の氏名等省略し、一括して説明致します。

93ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積 29,871 m²の内 29,547 m²ほか2筆。畑 52,962 m²、採草放牧地 1,981 m²。合計、54,943 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 24 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 26 年 5 月 21 日。6、解約の理由、合意解約。

この2件の案件につきましては、議案第3号(17)、(18)に関連するもので、現在賃貸借中の農地の借主の変更に伴い一旦期間内解約するものです。

94ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇 〇〇 〇〇番〇、現況地目、畑、面積 50,527 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 20 年 6 月 25 日から平成 30 年 5 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 26 年 7 月 8 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件につきましては、議案第 3 号（3 2）に関連するもので、現在賃貸借中の農地の借主の変更に伴い一旦期間内解約するものです。

以上報告致します。

議長 以上で報告を終わります。

日程 13、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) と (2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 15 番櫻坂です。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(1)、(2) について説明致します。6 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇会社〇〇〇〇代表〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 60,408 m²の内 47,000 m²ほか 2 筆。合計、畑、97,135 m²。利用状況、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農業生産法人に使用貸借するもの。借主、使用貸借を受け農業生産法人の経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 26 年 7 月 28 日から平成 30 年 10 月 23 日。6、当事者の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇 〇〇〇 m²。作付作物、馬鈴薯他。7、見取図につきましては次のページのとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇氏が貸し出していた農地について合意解約により返還されたため、自ら経営する農業生産法人に使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断致しました。

8 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、会社員。譲受人、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 6,615 m²。利用状況、普通畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権移転。5、価格、350,000 円。6、資金調達方法、自己資金、350,000 円。7、当事者の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。作付作物、牧草。8、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

この件につきましては、〇〇氏の申し出により所有農地の隣接者である〇〇氏に譲

渡したい旨の申し出があったもので、価格を独自に設定するものであります。申請地は〇〇氏の圃場の真向かいにあり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考え、この譲渡は止むを得ないものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

議 長 日程14、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては、(1)から(16)と、(17)から(24)と、(25)から(31)と、(32)の4回に分けて審議を致します。

(1)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 3番高橋です。

上程になりました議案第3号(1)から(7)について説明します。11ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇会社〇〇〇〇代表〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積18,264㎡、ほか3筆。合計、畑129,395㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定及び農地の一部を近隣農家に賃貸するもの。借主、期間満了により再設定及び新たに農地を賃借し規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成31年7月31日まで。6、価格、年500,000円。7、資金調達方法、自己資金500,000円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては賃貸借の期間が満了することに伴い再設定するものであり

ますが、今回、〇〇〇〇以外の借主について再設定されなかった部分と追加で農地の一部を賃貸したい旨〇〇氏より申し出があり、地区内調整により現在〇〇〇〇に賃貸借中の圃場に隣接する農地であることから、〇〇〇〇に貸し付けることとなったものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

13ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇会社〇〇〇〇代表〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 49,461 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成31年7月31日まで。6、価格、年222,000円。7、資金調達方法、自己資金222,000円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

15ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇会社〇〇〇〇代表〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 16,051 m²。利用状況、牧草畑、ほか3筆。合計、畑 71,398 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年285,500円。7、資金調達方法、自己資金285,500円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計2,096,279 m²。家畜、牛710頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い現在賃貸している農地を精査し再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

18ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇会社〇〇〇〇代表〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 85,615 m²の内 24,000 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年96,000円。7、資金調達方法、自己資金96,000円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、

経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い現在賃貸している農地を精査し再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

20ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇会社〇〇〇〇代表〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 21,953 ㎡の内 12,000 ㎡。利用状況、牧草畑、ほか4筆。合計、畑 97,100 ㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地の一部を近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成30年12月31日まで。6、価格、年379,000円。7、資金調達方法、自己資金379,000円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏より所有地の一部を賃貸したい旨の申し出があり、平成26年7月14日にあっせん会議を開催し、借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

23ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇会社〇〇〇〇代表〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 20,699 ㎡の内 15,000 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地の一部を近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成30年12月31日まで。6、価格、年49,000円。7、資金調達方法、自己資金49,000円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏より所有地の一部を賃貸したい旨の申し出があり、平成26年7月14日にあっせん会議を開催し、借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

25ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 16,299 ㎡。利用状況、牧草畑、ほか2筆。合計、畑 76,052 ㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、

平成 26 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日まで。6、価格、年 278,000 円。7、資金調達方法、自己資金 278,000 円。8、借主の経営状況、家族○人、農従者○人、経営地、計○○○○㎡。家畜、牛○○頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) から (7) の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(8) から (14) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 15 番櫻坂です。

議案第 3 号 (8) から (14) について説明致します。27 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町○○○○○○番地○、○○○○、○○歳、農業。借主、中標津町○○○○○○番地○、○○○○、○○歳、農業。2、土地の表示。○○○ ○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 54,091 ㎡の内 39,000 ㎡、ほか 1 筆。合計、畑 49,000 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地の一部について近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで。6、価格、年 188,000 円。7、資金調達方法、自己資金 188,000 円。8、借主の経営状況、家族○人、農従者○人、経営地、計○○○○㎡。家畜、牛○○頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、○○氏より所有農地を賃貸したい旨の申し出があり、地区内調整により○○氏へ貸付することになったものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

29 ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町○○○○○○番地○、○○○○、○○歳、農業。譲受人、中標津町○○○○○○番地○、○○○○、○○歳、農業。2、土地の表示。○○○ ○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 1,673 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、25,000 円。6、資金調達方法、自己資金 25,000 円。7、譲受人の経営状況、家族○人、農従者○人、経営地、計○○○○㎡。

畜、牛〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は32ページのとおりです。

なお(10)から(11)まで、譲渡人が同一であり、見取図につきましても32ページのとおりでありますので、譲渡人の氏名等省略し一括して説明致します。

30ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積5,300 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、355,000円。6、資金調達方法、自己資金355,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

31ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番、公簿、原野、現況、畑、面積4,659 m²、ほか1筆。合計6,408 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、199,000円。6、資金調達方法、自己資金199,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

この案件につきましては、〇〇氏離農のため所有地を譲渡したい旨の申し出があり、平成26年4月24日にあっせん会議を開催し、農地中間管理機構の買入が見込めない農地の譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

33ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積4,840 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、72,000円。6、資金調達方法、自己資金72,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は35ページのとおりです。

なお(13)につきましても譲渡人が同一であり、見取図につきましても35ページのとおりでありますので、譲渡人の氏名等省略し一括して説明致します。

34ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、41歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,972 m²ほか1筆。合計、畑6,041 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大する

もの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、59,000 円。6、資金調達方法、自己資金 59,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。

この案件につきましては〇〇氏離農のため所有地を譲渡したい旨の申し出があり、平成 26 年 4 月 24 日にあっせん会議を開催し、農地中間管理機構の買入が見込めない農地の譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

36 ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、会社員。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 28,067 ㎡、ほか 2 筆。合計、畑 69,186 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借を合意解約し売却した残地を近隣農家に賃貸するもの。借主、合意解約した賃貸農地を再度賃貸するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 8 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで。6、価格、年 215,000 円。7、資金調達方法、自己資金 215,000 円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては議案第 2 号 (2) に関連するもので、〇〇氏へ農地譲渡するために賃貸借していた農地を一度合意解約したため残地については現使用者である〇〇氏に再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8) から (14) の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(15) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 10 番笠原です。

議案第 3 号 (15) について説明致します。38 ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 49,080 ㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸していた農地を現使用者へ売り渡すもの。譲受人、賃貸していた農地を購入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、

3,484,000 円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金 3,480,000 円、自己資金 4,000 円。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、現在賃貸借している農地について所有者である〇〇氏から農地を譲渡したい旨の申し出があり平成 26 年 5 月 7 日にあっせん会議を開催し、協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(15)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(16)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 11番氏家です。

議案第3号(16)について説明致します。40ページをお開きください。

(16)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 39,669 m²。利用状況、牧草畑、ほか7筆。畑 148,757 m²、採草放牧地 119,340 m²。合計 268,097 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 7 月 29 日から平成 28 年 10 月 27 日まで。6、価格、年 223,340 円。7、資金調達方法、自己資金 223,340 円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、農地保有合理化促進事業により北海道農業公社が取得した農地について、〇〇〇〇氏に賃貸借していたところですが、今般〇〇氏より合意解約の申し出があったため平成 26 年 3 月 3 日あっせん会議を開催し、近隣農地の所有者である〇〇氏へ賃貸することとなったものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(16)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(1) から (16) の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇〇〇委員退席)

(17) から (24) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 1番和泉です。

議案第3号(17)から(24)について説明致します。43ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積15,570 m²の内 12,516 m²、ほか4筆。畑、23,439 m²、採草放牧地 302 m²、合計23,741 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借を合意解約した農地の一部について再度賃貸するもの。借主、合意解約した賃借農地を再度賃貸するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成27年3月31日まで。6、価格、年83,400円。7、資金調達方法、自己資金83,400円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は47ページのとおりです。

この案件につきましては、作業効率を向上し集積を図るため農地の一部を返還し、残地について賃貸借を再設定するものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

45ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積26,809 m²、ほか5筆。畑、84,164 m²、採草放牧地 4,016 m²、合計88,180 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年235,000円。7、資金調達方法、自己資金235,000円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業

経営基盤強化促進事業。10、見取図は47ページのとおりです。

この案件につきましては(17)に関連するもので、合意解約された農地の一部について再調整し、借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

48ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,477 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借期間の満了した農地を近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年174,000円。7、資金調達方法、自己資金174,000円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は55ページのとおりです。

なお、(20)から(24)につきましても貸主が同一であり、見取図につきましても55ページのとおりでありますので、貸主の氏名等を省略し、一括してご説明致します。

49ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積61,371 m²の内20,000 m²、ほか1筆。合計、畑55,000 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借期間の満了した農地を近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年172,000円。7、資金調達方法、自己資金172,000円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

50ページをお開きください。

(21) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積42,127 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸期間の満了した農地を近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年143,000円。7、資金調達方法、自己資金143,000円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

51ページをお開きください。

(22) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,306 m²の内49,000 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようと

する事由。貸主、賃貸期間の満了した農地を近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年176,000円。7、資金調達方法、自己資金176,000円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

52ページをお開きください。

(23) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇会社〇〇〇〇 代表〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積43,551㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸期間の満了した農地を近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年148,000円。7、資金調達方法、自己資金148,000円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

53ページをお開きください。

(24) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇 代表〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積31,536㎡、ほか5筆。合計、畑135,950㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸期間の満了した農地を近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年384,000円。7、資金調達方法、自己資金384,000円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了するため平成26年5月16日あっせん会議を開催し、借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(17)から(24)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。

(17)から(24)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
 (〇〇〇〇委員着席)
 〇〇〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。
 続きまして(25)から(31)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いいたします。
 (挙手あり) 本田信幸委員。

本田(信)委員 13番本田です。

 議案第3号(25)から(31)について説明致します。56ページとなっております。

 (25)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 49,892 m²。利用状況、牧草畑、ほか2筆。合計、畑 105,396 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年314,000円。7、資金調達方法、自己資金314,000円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は58ページとなっております。

 なお(26)につきましても貸主が同一であり、見取図につきましても58ページとなっておりますので、貸主の氏名等を省略し一括して説明致します。
57ページです。

 (26)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇会社〇〇〇〇 代表〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 239,942 m²。利用状況、牧草畑、ほか2筆。合計、畑 318,074 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年732,000円。7、資金調達方法、自己資金732,000円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

 この2件の案件につきましては、賃貸借の期間が満了するのに伴い再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

 59ページとなっております。

 (27)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 12,540 m²、ほか6筆。畑、38,043 m²、採草放牧地 13,318 m²、合計 51,361 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家に賃貸するもの。借

主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年61,000円。7、資金調達方法、自己資金61,000円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は64ページとなっております。

なお(28)から(30)につきましても貸主が同一であり、見取図につきましても64ページとなっておりますので貸主の氏名等を省略し一括してご説明致します。

61ページをお開きください。

(28) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積26,633㎡、ほか2筆。合計、畑、57,130㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年113,000円。7、資金調達方法、自己資金113,000円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

62ページです。

(29) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積14,628㎡、ほか3筆。畑36,709㎡、採草放牧地9,219㎡、合計、45,928㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年91,000円。7、資金調達方法、自己資金91,000円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

63ページです。

(30) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇会社〇〇〇〇 代表〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積22,313㎡、ほか3筆。合計、畑、94,020㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年8月1日から平成26年12月31日まで。6、価格、年279,000円。7、資金調達方法、自己資金279,000円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

この案件につきましては、〇〇氏より所有農地の一部を賃貸したい旨の申し出があり、平成26年6月9日あっせん会議を開催し、借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

65ページをお開きください。

(31) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、〇〇〇〇〇〇〇番〇〇号、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 49,943 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地の一部について近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 8 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 49,000 円。7、資金調達方法、自己資金 49,000 円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりであります。

この案件につきましては、〇〇氏より所有地の一部を賃貸したい旨の申し出があり、地区内調整により〇〇氏へ貸し付けることとなったものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(25) から (31) の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。

(25) から (31) の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第 16 条の規定により、〇〇番〇〇〇〇の退席をお願い致します。
(〇〇〇〇委員退席)
(32) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田(信)委員 14 番本田です。

議案第 3 号 (32) について説明致します。67 ページとなっております。

(32) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇 〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 50,527 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 8 月 1 日から平成 26

年12月31日まで。6、価格、年50,000円。7、資金調達方法、自己資金50,000円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりとなっております。

本案件につきましては、〇〇氏が〇〇氏に賃貸していた農地について合意解約の申し出がなされたことから、近隣農家へ賃貸したい旨申し出があったもので、地区内調整により〇〇氏へ賃貸することになったものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(32)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。

(32)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
(〇〇〇〇着席)

〇〇〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

日程15、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 12番杉本です。

上程になりました議案第4号、「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。70ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあつせん申出者の住所氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日、平成25年8月22日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成26年6月4日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特

に必要である。

今回所有権移転のあっせん申し出があった農用地については 71、72 ページのとおりでありまして、合計 31 筆 596,904 m²です。この案件につきましては、〇〇氏より農用地を譲渡したいとの申し出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、ただちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行うことの通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買入れた後 5 年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員

本田(信)委員 13番本田です。議案第4号、(2)について説明いたします。73ページとなっております。

(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日、平成24年11月21日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成26年5月22日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回、所有権移転のあっせん申し出があった農用地については 74 ページのとおりでありまして、合計 6 筆 339,958 m²です。

この案件につきましては、〇〇氏より農用地を譲渡したい旨の申し出があったもので、地区推進班及び関係機関との農地調整した結果、ただちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構への農地の買入協議を行う旨の通知を要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買入れた後 5 年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声
議 長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、要請いたします。
 時間が大分1時間半ほど過ぎてますが、あと15分位かかるかと思いますがこのまま終了まで続けてよろしいですか。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 日程16、議案第5号「河川法第34条第1項の規定による許可申請について」を上程致します。
 (1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 笠原委員

笠原委員 10番笠原です。
 上程になりました議案第5号「河川法第34条第1項の規定による許可申請について」(1)と(2)について一括して説明致します。76ページをお開きください。
 (1) 1、当事者の住所、氏名。占用権の移転をする人、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。占用権の移転を受ける人、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。河川管理者、札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 高橋はるみ。2、許可を受けようとする土地の表示。河川の名称、2級河川標津川河川敷地、使用場所、〇〇〇 〇〇〇〇番〇地先、面積、958㎡の内562㎡、使用目的、採草放牧地。3、許可を受けようとする内容、河川敷地占用の権利譲渡承認。4、使用の期間、平成22年3月31日から平成27年3月31日まで。5、見取り図は78ページのとおりです。
 77ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。占用権の移転をする人、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。占用権の移転を受ける人、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。河川管理者、札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 高橋はるみ。2、許可を受けようとする土地の表示。河川の名称、2級河川標津川河川敷地、使用場所、〇〇〇 〇〇〇〇番〇地先、面積、958㎡の内396㎡、使用目的、採草放牧地。3、許可を受けようとする内容、河川敷地占用の権利譲渡承認。4、使用の期間、平成22年3月31日から平成27年3月31日まで。5、見取り図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、北海道で管理されている2級河川標津川水系標津川の河川敷地において採草放牧地として占用許可を受けている〇〇〇〇氏が離農するため、名義を新たな使用者である〇〇氏、〇〇氏に権利譲渡するものです。河川敷地占用の権利譲渡に伴い、その申請に添付する農業委員会の意見書を求められたもので、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定によりご審議願うものです。当該地は経営農地の隣接地であり、平成22年度から現在まで適切に採草放牧地として使用されておりますので、当該申請は適格であると判断しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声
議 長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり北海道知事あて送付することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、当委員会の意見書を北海道知事あてに送付致します。
日程17、議案第6号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 議案第6号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。議案の80ページになります。
平成26年度分と致しまして、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の提出がありました。平成26年6月10日以降に受理した報告書でございまして、記載のとおり、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものです。
以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認されました
日程18、議案第7号「中標津町農業委員会地区推進班規則の一部を改正する規則制定について」を議題に供します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長

事務局長 上程になりました、議案第7号「中標津町農業委員会地区推進班規則の一部を改正する規則制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

82ページをお開きください。

今回の改正は、規則の別表の担当地区名の変更でございます。現在の表では俣落連合会を2つに分割し2班と3班に分けておりますが、1つの連合会が2つの班にまたがっていると推進班活動が複雑であると意見があったことから俣落連合会と川西を2班の担当地区にまとめる改正を行うものであります。改正後、2班は開陽連合会、第2俣落・西竹連合会、俣落連合会、川西、北町の一部に改め、3班は、南町の一部、南部連合会、当幌地区連合に改めるものでございます。附則としてこの規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり改正することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました

日程19、議案第8号「農業改革と農業委員会組織、制度改革への中標津町農業委員会の意見について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

(挙手あり) 事務局長

事務局長 上程になりました議案第8号「農業改革と農業委員会組織、制度改革への中標津町農業委員会の意見について」提案理由のご説明を申し上げます。本議案は、政府が6月24日、自由民主党のプロジェクトチームが与党協議を踏まえまとめた農協・農業委員会等に関する改革の推進についてをそのまま別紙とした農林水産業地域の活力創造プランの改訂版を決定し、農業委員会、JA、農業生産法人に関する改革の推進を盛り込んだところであり、中標津町農業委員会としてその改革に関し農業委員会等に関する法律第40条第2項第1号に基づく意見の公表を行うため、意見について承認を求めるものでございます。

84ページをお開きください。

前文では、これまでの農業委員会の取り組みを記載しており、下段で、われわれ中標津町農業委員会は、政府・国会が農地制度と農業委員会制度・組織のあり方を見直すにあたって下記のとおり意見を公表する。

1番目は、農地法等の許認可業務と振興業務の一体的取り組み、振興業務の拡大、

及び意見等の業務の存続でございます。

(1) は、農業委員は関係法令の習熟のみではなく、農地等の現場の状況を熟知する必要があることから許認可業務と地域の農業を振興する業務は一体的に取り組みなければならないとしてございます。

(2) は、政府が明らかにしている農政改革の方向性は、最終的に「農業・農村の所得を増大し、農業・農村がさらに元気になる」ことであることから、農業農村はその多面的価値により、国民生活、国土保全に大きく寄与しているところでもあり、これまで取り組んできた、85ページに移りまして、担い手への農地利用集積などに加え、振興業務として新たに「6次産業化等の推進・支援」と「農村の保全と継承」を位置付ける必要があるとしてございます。

(3) は、農業委員会は、農業者の創意工夫により、農業・農村の持つ課題を現場の視点から解決していく組織として創設され、全国でこれまで多くの提言などにより問題解決が図られてきました。そのため、現行法による「意見の公表、建議、諮問答申」は極めて重要であります。現に、商工事業者には、商工会議所法に基づき行政庁への意見具申・建議、諮問答申が規定されています。農業者の代表である農業委員会組織として法律に規定されている意見の公表、行政庁への建議、行政庁の諮問、答申の業務は維持することが必要であるとしてございます。

2番目は公選制の持つ代表制の機能を基礎とした新たな役割に取り組む開かれた農業委員会の創設でございます。

(1) は、農業委員は農業者の代表として、農地・担い手・地域の厳しい課題に責任を持って解決に導いてきました。これは、公選制により地域農業者の代表者として信任を得ているから行えたものであり、従って公選制こそが農業委員会の公平性を担保してきたという歴史的経過を踏まえ、公選制に体现させる代表性の機能を基礎とした農業委員の選出は不可欠であり、今後の制度検討では地域・農業者の代表制の確保を基礎とした仕組みを確立する必要があるとしてございます。

(2) は、今回の改革で新設される「農地利用最適化推進委員仮称」については、現在本町における委員会活動では充分機能しており、一つの農業委員会に権限などの異なる委員が存在することで活動が混乱することが推察されることから、農業委員との兼任等、自主的な判断による対応が可能となる仕組みを検討する必要があるとしてございます。

86ページをお開きください。

3番目は活動の支援と課題の解決に向けた、法律に基づく農業委員会ネットワークの必要性でございます。

(1) は北海道農業会議が本町農業委員会の活動に欠かすことの出来ない組織であること、(2) は農業委員会の業務の適正な推進と地域の課題に即した積極的な活動を行うには、情報の共有などが欠かせないため、法律に基づくネットワークとして、町、道、全国段階組織が不可欠であるとし、さらに各農業委員会の支援として、北海道農業会議の法令業務の維持と担い手の育成確保に向けた機能強化が必要であるとしてございます。

4番目は、適正かつ効率的な農地利用を促進し、農地の担い手と農地を守る視点に立った農地制度のあり方でございます。

(1) は、農地転用制度の見直しは慎重に行い、違反転用への対処を実効あるものと

する仕組みの検討および自然と共生に向けた植林転用の仕組みを検討する必要がある
としてございます。

(2) は、農業生産法人制度の見直しは、農業者により設立され法人という農業生産
法人制度の根幹を維持し、役員要件として役員以外の者による農作業従事は認めない
ことが必要であるとしてございます。

最後 5 番目は 地域農業・農業経営の発展及び、地域経済・生活を守る視点に立っ
た農協制度の自主的改革に期待でございまして、組合員の所得の向上と地域経済の発
展に寄与していくという農協制度の自主的改革に期待するとしてございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されましたので、農業委員会等に関する法律第 40
条に基づく意見の公表を行います。

日程 20、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届に
ついて」を議題に供します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 9 番中村です。

報告第 2 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明致します。96 ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代
表〇〇〇 〇〇〇〇。2、許可年月日、許可番号。平成 25 年 10 月 25 日付、中農委 5
第 5 号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇 〇〇〇〇番〇、ほか 1 筆。4、転用目
的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 30 日
まで。6、事業完了年月日、平成 26 年 6 月 14 日。7、完了検査年月日につきましては、平成 26 年 7 月 14 日第 1 地区推進班において現地確認をしまして、本年の事業が
完了されていたことを確認しております。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年7月31日

会 長 安 田 稔 _____

1 番 和 泉 光 広 _____

2 番 後藤田 宏 幸 _____